

函館市監査公表第16号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 環 総

令和元年（2019年）6月25日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹 印



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	環 境 部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成30年 7月25日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	各種団体等への負担金の支出について		
指摘事項, 意見・要望事項			
<p>団体の総会等で決定された本市が負担すべき金額と異なる金額を支出しているものがあった。これは、団体の下部組織の負担金を合算して支出しているためとのことであるが、その請求および受領に係る事務は団体に委任されていないことから、各団体ごとの請求や委任状の提出を団体へ要請するなど、根拠に基づいた適正な支出となるよう是正されたい。</p> <p>(対象となった負担金) (一社) 函館地方自動車整備振興会会費</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>従来、(一社) 函館地方自動車整備振興会から下部組織にあたる東南支部の年会費12,000円を合算した24,000円の年会費の請求を受け、負担金として支出していたが、団体間で請求および受領に係る事務の委任がなされていないことから、平成30年度負担金より各団体から請求を受け、定款等に基づく適正な支出となるよう是正した。</p>			